

フランス国有化法判決

1 事案の概要

1981年当時のフランスは、インフレと失業者の増加に苦しんでいた。政府は、雇用政策として公務員の増加、週の労働時間短縮、有給休暇の増加などの処置をとることとした。その流れを受けて、5大企業グループや主要銀行36行などを国有化する法律が同年12月18日成立した。

同日、反対派の元老院野党議員174名及び国民議会野党議員122名は憲法院にそれぞれ提訴した。議会少数派による提訴としては、1974年以降では最大の人数によるものであった。

2 憲法院の判決

憲法院は、国有化自体は合憲であるとしたが、株主に正当な補償を与えていないことが憲法上保障される私有財産制度の侵害に当たる点などを違憲理由として挙げ、1982年1月に上記法律を一部違憲とする判決を言い渡した。

3 その後

政府は違憲とされた点を修正した法案を議会に提出し、同案は短期間のうちに可決された。新法について再び提訴を受けた憲法院は同年2月に、同法を合憲とする判決を言い渡した。